

練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（素案）に寄せられた意見と  
区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月15日（月）まで

(2) 周知方法

ねりま区報（12月11日号）への掲載・区ホームページへの掲載

区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、  
みどりの風吹くまちビジョンオープンハウス会場、みどり推進課、みどり推進課所  
管施設での閲覧

区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

みどりの活動団体等への説明会（1月9日、12日）

(3) 意見件数

102件（36名）

うち子ども5件（4名）

2 意見に対する対応状況（ ）内の数値は子どもからの意見

項目	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	4
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	31（3）
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等ですでに実施しているもの	16（1）
△ 事業実施等の際に検討するもの	33（1）
※ 趣旨を反映できないもの	9
— その他、上記以外のもの	9
合計	102（5）

### 3 寄せられた意見（要旨）と区の考え方

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
1	第1章	緑被率の数値目標を示していただきたい。	みどりには、公園、農地、街路樹等様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさはみどりの量だけで評価するものではないことから、「満足度」を指標としています。今回の中間見直しは、目標および基本方針は継承し、今後5年間に取り組むみどり施策を明らかにするものです。	※
2	第1章	みどりに満足している区民の割合を80%にすることを目指しているが、この基準自体ナンセンスであり、実態として樹木の繁茂地域を80%にするよう、変更を求める。	緑被面積や率については、みどりの変化を把握するための指標として、これからも定期的に調査し、公表していきます。	※
3	第1章	生物多様性に関する視点、取組が希薄である。公園の花壇の整備や、憩いの森の管理、住宅地の見た目のみどりを増やすこと等に矮小化すべきではなく、練馬区の自然を護ることに正面から取り組んでほしい。よって、「練馬区みどりの総合計画」においては、練馬区内の生物多様性の保全を大きな目標とすべきと考える。		※
4	第1章	民有地のみどりが減ったのは、沿道部分ではなく、面として（敷地全体）のみどりではないか。住宅地の庭に多様な草木があることが、身近な自然の豊かさにつながるものだと思う。緑視率が高いことは悪いとは言わないまでも、30年後の目標の一つとしては相応しくない。	今回の中間見直しは、目標および基本方針は継承し、今後5年間に取り組むみどり施策を明らかにするものです。 区の土地利用の約半分を占める住宅地のみどりが練馬のみどりを支えています。これらのみどりは敷地の小規模化や維持管理に対する負担から、年々減少しています。 そうした状況を踏まえ、本計画では、練馬のみどりに満足している区民の割合80%を目指す取組の一つとして、沿道緑化を強化する取組を推進し、緑視率の高い場所を増やすこととしています。	※
5	第1章	生物多様性の考えをきちんと取り入れるべきである。	区は、これまでも樹林地の保全など、生物多様性の確保に資する取組を行っています。	○
6	第1章	生物多様性について、環境基本計画のコラム程度でもふれてほしい。	本計画は、区の環境の保全に関する総合的な計画である練馬区環境基本計画2023のみどり分野の計画であることから、具体的な施策をお示ししています。生物多様性に関連する施策として、樹林地や農地の保全（施策1-9～1-13）、体験学習や講座の開催など（施策2-6, 2-8～2-10）を記載しています。	□

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
7	第2章	「練馬のみどりに満足している区民の割合は7割弱で、横ばい傾向です。」としているが、「あまり満足していない・満足していない」の割合は、21.0%から25.4%に増加している。これは、自分たちの身近なところでみどりが減少していることに危機感を持っていることの表れではないか。この傾向を無視してはいけないと思う。	ご指摘の「あまり満足していない・満足していない」の割合の増加も踏まえ、中間見直しを行っています。魅力あるみどりの保全と創出に向け、公園等の整備、樹林地や農地の保全、宅地の沿道緑化などの取組をさらに充実していきます。	○
8	第2章	「みどりを守り増やすために必要な取組」は上位2項目が強調されているが、それ以下の項目を軽視しているのはなぜか。「みどりを守り増やすために必要な取組」についても、上位4項目くらいまで重視してほしい。	みどりを守り増やすために必要な取組のうち、「民有樹林地や農地の所有者を積極的に支援する」に関連する取組を施策1-11・1-13に、「開発や建替え時の緑化規制・誘導を強化する」に関連する取組を施策1-14に位置付け推進していきます。	○
9	第2章	区民アンケート調査では、区民は民有樹林地や農地の所有者を積極的に支援すること、開発や建替え時の緑化規制・誘導を強化することを求めている。このことを積極的に推進することを求める。		○
10	第2章	緑視率の調査は、今後の取組に「緑視率を高める」を入れるための誘導的な設問である。「自然の豊かさ」に関する設問が欠けている。	取組の一つ「緑視率を高める」は、計画を策定した平成31年4月から位置付けているものです。 本計画には掲載していませんが、区民アンケートにおいて「重要と思うみどりの機能」の設問を設けており、選択肢の一つに「生き物の生息・生育環境としての自然環境保全機能」を入れるなど、自然の豊かさに関連する設問を設け、区民の皆様の意識意向を確認しています。	□
11	第2章	私有地の樹林と農地を保全するのは、喫緊の課題である。	練馬のみどりの4分の3は民有のみどりで、武蔵野の面影を伝える屋敷林、住宅地の中に広がる農地は、練馬のみどりの魅力です。こうしたみどりを未来へつなぐために、「武蔵野のみどりを守り増やす」を取組の柱に位置づけ、樹林地の保全と農地の減少抑制に向けた取組を充実します。	○

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
12	第3章 公園	稲荷山公園計画の見直しは、区民から声が上がっている。今一度立ち止まって考えて欲しい。	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園、大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。	※
13	第3章 公園	稲荷山公園は、整備のための住民強制立退きを推進しようとしているが、立退きを強制するのであれば、禍根のイメージを残すものとなる。住民立退き計画を撤回し、当事者、区民の納得と合意を得たうえでの整備計画推進を求める。	本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 令和3年2月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（3会場・計7日間開催）などでご意見を頂き、約1年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できない	※

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
			<p>ものはその理由を付して取りまとめ、公表しました。</p> <p>現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。</p> <p>本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。</p>	
14	第3章 公園	<p>稲荷山公園も大泉井頭公園も魅力の一つは「湧水」にあり、湧水は雨水浸透によるもので、周辺が宅地化・市街化されると枯渇する可能性がある。これらの大規模公園を整備するにあたっては、雨水浸透が十分確保できるよう、隣接地に広い空間を残すよう配慮してほしい。</p>	<p>稲荷山公園については「武蔵野の面影」をテーマに、大泉井頭公園については「水辺空間の創出」をテーマに、整備に向けて検討を進めています。</p> <p>区は、流域対策として、これまで雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を区民と協働で取り組んできました。この取組は、地下水の涵養促進にも寄与するものであり、湧水など自然環境の保全にも重要な役割を担っています。</p> <p>整備にあたっては、湧水等の自然環境に配慮し、進めていきます。</p>	□

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
15	第3章 公園	大泉井頭公園の「水辺空間の創出」との記述は、現実的、実地的な適切なテーマ設定と評価する。大泉井頭公園の基本計画策定に向けた検討を進めることについて、区民として期待している。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、整備に向けて検討を進めていきます。 検討にあたっては、地域の皆様のご意見を伺いながら、進めていきます。	○
16	第3章 公園	大泉井頭公園の基本計画策定に向けた検討にあたっては、区民とのワークショップの場を設け、十分な話し合いを行ってほしい。		△
17	第3章 公園	大泉井頭公園の基本計画の策定にあたっては、現状を踏まえ活動している関係団体の参加、協働は、有効だ。区民のみならず関係団体と十分なコミュニケーションを図るためにも、ワークショップの場を設けていただきたい。区民の安全安心な生活、自然環境と水害対策の両立を追求する取組を、区民や関係団体を巻き込んだ協働作業によって実現されたい。		△
18	第3章 公園	白子川の源流部は親水公園として区民に親しまれてきた。しかし、大雨のときは西東京市から下水が流れ込み汚れてしまう。こうしたことを防ぎ、湧水を守るために、なだらかな傾斜を持つ親水公園に作り替えていく必要がある。		△
19	第3章 公園	大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、都市計画公園区域の未開設部分の整備に向け、周辺住民の強制退去を伴わないことを求める。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして整備に向けて検討を進めていきます。 大泉井頭公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。 今後も、地域の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	△
20	第3章 公園	大泉井頭公園の基本計画の検討においては、国および東京都が検討を進めている白子川および隣接する市区を含む流域の水害対策（河川改修、大型調節池の建設等を含む）の進捗を睨んだ上で、区民のニーズや希望を踏まえ、国や東京都と十分な調整を図り、相互に整合性を備えた計画としてほしい。	大泉井頭公園の整備については、練馬区総合治水計画や東京都が策定した新河岸川及び白子川河川整備計画（令和4年12月）などの関連計画と調整を図りながら進めていきます。 整備にあたっては、地域の皆様のご意見を伺いながら、進めていきます。	△

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
21	第3章 公園	大泉井頭公園の整備にあたっては、既存の箱型調節池の建設計画ありきで進むのではなく、堀込式の多目的湧水公園といった区民にとっても自然環境にとっても優しさや柔軟さを兼ね備えた計画実現を粘り強く追究していただきたい。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、整備に向けて検討を進めていきます。 東京都が策定した新河岸川及び白子川河川整備計画（令和4年12月）では、今後、必要となる調節池について整備を進めていくとしています。区は、白子川流域の生態系のほか、湧水等の自然環境への配慮などを行うよう、東京都に求めています。	□
22	第3章 公園	「練馬区緑化委員会」の委員に、大泉井頭公園の基本計画の検討に関わる区内の活動団体等の関係者も加えてほしい。 あるいは、今後の大泉井頭公園の基本計画策定に向けた検討に関して、区内の活動団体等が区長に対して提案・建議を行ったときは、区長は当該関係団体を緑化委員会の委員のひとりとして委嘱し、提案・建議についても当該基本計画への反映の可否を含む審議を行ったうえで、区長に答申をする旨、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に明記してほしい。	練馬区緑化委員会では、都市緑地法に定めるみどりの基本計画を調査審議しますが、個別公園の計画等は、所掌事項としていません。 大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、整備に向けて検討を進めていきます。 検討にあたっては、地域の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。	※
23	第3章 公園	練馬区には都立公園が5か所ある。いずれも大規模な緑地で、練馬区のみどり及び自然を考える上で無視できない。例えば、現在整備中の練馬城址公園について、区として積極的に関わってよいのではないか。	練馬城址公園の整備については、これまでも機会を捉えて区から東京都へ要請書や意見書を提出しています。また、今年度開催された東京都知事と区長との意見交換会でも区長自ら意見を伝えていきます。	□
24	第3章 公園	練馬城址公園は、見た目はきれいであるが、自然豊かで生物多様に配慮した設計をしてほしい。 練馬城址公園も災害の際に多くの人が避難してくることが想定されるので、公園の周辺には火災の熱風を遮断するような樹林帯の形成を提案する。	練馬城址公園は現在、事業主体である東京都が令和11年度までの段階的開園に向けた整備を進めています。ご提案の趣旨は東京都へお伝えします。	—

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
25	第3章 公園	暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりはとてもいい。	公園は、子どもたちの遊び場や高齢者の散策の場、地域のお祭りの場などとして区民の生活に欠かせない施設です。整備にあたっては、地域に親しまれる公園となるよう、計画段階から多様な手法により地域の皆様のご意見を伺いながら検討を進めていきます。	○
26	第3章 公園	中ノ宮竹林憩いの森と中ノ宮竹林公園でボランティア活動をしているが、この2つの公園が併合される際には、周辺の公園にトイレが無いいため、トイレの設置を希望する。また、特徴のある公園であって欲しい。他の公園の様に遊具は設置せず、樹木を眺められる広場であって欲しい。	中ノ宮竹林公園の拡張整備については、憩いの森と公園の接続、竹林風景の保全を基本方針とし、地域の皆様へのアンケートを実施しました。今後、その結果を踏まえて計画案をお示しし、ご意見を伺いながら整備内容を検討していきます。	△
27	第3章 公園	桜台シダ公園の花壇管理をしているが、公園やその近くに公共のトイレがないので不便である。ぜひ、新設を検討してほしい。	現在、公園のトイレの設置方針について検討を行っています。方針に基づき設置を検討する際には、地域の皆様や公園に隣接する方々のご意見を伺いながら進めていきます。	△
28	第3章 公園	トイレをこれから整備していくにあたり、スペースは最小クラスでいいが、公園トイレの配置を見ながら設置してほしい。5～10分歩いたところに、トイレがあると素晴らしい。		△
29	第3章 公園	公園トイレのリニューアルは多目的トイレにリニューアルすることなのか。今ある公園に新規でトイレをつくる考えは入るのか。	清潔・快適な公園トイレを増やすことで、まちのイメージアップを目指します。リーディングプロジェクトとして、平成つつじ公園のトイレについて、子どもたちからデザインやアイデアを募集するなど、改修に取り組みます。その他の公園トイレについても、便器や手洗い等のトイレ施設を更新する修繕を計画的に進めていきます。 また、現在、公園のトイレの設置方針について検討を行っています。方針に基づき設置を検討する際には、地域の皆様や公園に隣接する方々のご意見を伺いながら進めていきます。	△
30	第3章 公園	公園トイレのリニューアルにあたってはぜひとも清潔かつ区民が好感を持てる現代的トイレとして整備されることを求める。		△



番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
31	第3章 公園	震災に伴う広域停電による給水停止に即応可能とするには、人力または自然エネルギー蓄電式電動ポンプ式井戸を、設置可能な既存公園内あるいは隣接地に確保しておくことが極めて有効と考えられる。既存公園には、震災時の給水拠点の機能を追加することを要望する。なお、平時には、公園の散水源などとして利活用を図ってはどうか。	震災時の生活用水については、民間等の協力による約500か所のミニ防災井戸の指定と、避難拠点（全区立小中学校）に設置している学校防災井戸により確保しています。 また、飲料水については、避難拠点へのペットボトル飲料水の備蓄、東京都が設置した12か所の給水ステーション、協定団体のトラック協会による給水タンク搬送等により確保しています。 防災機能を有する区立公園の整備については、大規模な公園の新設や防災まちづくり推進地区等における公園整備の際に、地域の皆様のご意見を伺いながら検討します。	△
32	第3章 道路 河川 など	区の伐採した木の切株を見ると、生き生きしているものがある。切った後だけを見ると残念な気持ちになる。	倒木等の事故を未然に防止するため、外観に異常が見られた樹木等について、樹木診断を行ったうえで、不健全等と判定されたものを対象に伐採などの対応を行っています。切株は健全に見えても、根の腐朽が進行していたり、上部が枯死している樹木があります。今後も樹木の適正な維持管理に努めていきます。	—
33	第3章 道路 河川 など	白子川沿いのサクラが開新橋から八坂小の下まで、木が切られている。この後はどうなるのか。	白子川沿いのサクラは、高齢化による倒木や枝折れが懸念されるため、河川改修施行区間を除く区域で樹木診断を行いました。そのうち主に弥生橋から下流のサクラは、病害が発生し早急な処置を要するとの診断結果に基づき、直ちに枝を剪定しました。今後は、診断結果を踏まえ、新河岸川及び白子川河川整備計画（令和4年12月）の進捗状況も踏まえ、更新を行っていきます。	—
34	第3章 道路 河川 など	高齢化・大木化が進行している樹木について、計画的な伐採や更新による健全育成を進めるとされているが、周辺住民との合意形成、納得の上で進めるよう求める。	現在、大泉学園通りと石神井川沿いのサクラ並木の計画的な更新に取り組んでいます。更新にあたっては、地域の皆様等への周知や合意形成等を行いながら進めています。引き続き、同様に進めていきます。	□

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
35	第3章 道路 河川 など	樹木の伐採や剪定枝を、できれば「木炭」にできないか検討してほしい。木炭は、燃料としては薪より優れており、そのまま地中に埋設すればカーボンネガティブ（炭素の固定）になると期待される。	公園など公共施設の剪定枝の一部は、再資源化施設へ持ち込み、チップ化するなど再利用を行っています。チップ化以外の手法については、引き続き検討していきます。	△
36	第3章 道路 河川 など	白子川や石神井川における河川環境について自然度の劣化が進んでいる。河川内のみどりは、河川生態系および河川周辺の生態系にとって重要であり、緑のネットワークの形成にあたって重要な要素である。河川内の緑化を区民と共に話し合いながら推進していくよう、みどりの総合計画に盛り込んでいただきたい。	河川は東京都が河川整備計画を定めて、整備や管理を行っています。河川環境保全に関しては、河川整備計画において、治水上の安全を確保した上で、地域住民や関係機関との協働により、自然環境の保全等を目指すこととしています。	□
37	第3章 道路 河川 など	区内の都道、国道等沿線緑化に対して、区は国や東京都と話し合う場はあるのか。	都市計画道路の整備にあたっては、国や東京都などの事業主体に働きかけ、街路樹等による緑化を進めています。	□
38	第3章 道路 河川 など	都市計画道路の整備は必要最小限にとどめ、場合によっては計画の中止も検討すべきである。新しい道路を整備すると、その路線上の住宅ばかりでなく、農地や公園のみどりも破壊される。沿道は市街化され、さらにみどりが減ると予想でき、その後の緑化では補いきれない。すなわち、都市計画道路の整備は練馬区のみどりを減らす以外の何ものでもない。	練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路などのインフラ整備が著しく遅れています。都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラであり、区が将来に向けて更に発展していくために、着実に整備を進めることが必要です。 都市計画道路の整備に合わせて街路樹等による緑化を進め、みどりを創出します。	※
39	第3章 道路 河川 など	みどりの軸に道路を使っているが、新しい道路を作るために木を切り倒しているように見えるし、果たして道路と共に緑の値は増えるのか疑問である。		※
40	第3章 道路 河川 など	道路の整備や駅前再開発等で、無くなる緑と新たな植栽による緑の差し引きについて検討されているのか。	都市計画道路の優先整備区間および完了区間の緑被面積等については、調査をしています。	—

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
41	第3章 道路 河川 など	今後新設される大江戸線の新駅は、「公園の中に駅がある」イメージとし、大型店舗や高層マンションの進出を制限してほしい。	新駅予定地周辺では、地域特性を活かした賑わいのある拠点整備の検討を進めていきます。	△
42	第3章 道路 河川 など	緑視率を高めるために、学校の校庭の芝生化を推進してください。	一部の学校では校庭の芝生化を行っていますが、適切に維持するためには、年間を通じた学校・地域団体等の協力が不可欠であることから、慎重に進めるべきと考えます。 緑視率を高める取組の一つとして、沿道緑化を誘導するために、学校等の公共施設の緑化基準を見直します。	△
43	第3章 道路 河川 など	小中学校の敷地は緑化の余地があるように思われる。たとえば、敷地周縁の植栽を二重にし、その他にも樹木を増やしてはどうか。学校のみどりは、子供たちにとって身近なみどりであり、自然に親しむ良い機会となる。植栽する樹木の種類も多くし、学習できる環境を整えるようにしてはどうか。	多くの区民の目に触れるみどりを増やすため、学校を含む公共施設の緑化基準を見直します。 学校の改築等の機会には、子どもたちにとって身近な植物や自然観察ができる植物の導入を図ることを追記します。	◎
44	第3章 道路 河川 など	公園、街路樹、花壇等の植物の選定において、外来種や園芸種の植込みは安易に行うべきではないと思う。 練馬の季節感や風土を感じさせる練馬本来の植生に基づいた植物選定を適宜検討し、練馬らしい街の形成を図っていただきたい。	みどりには多様な機能があり、公園や街路樹、憩いの森など、それぞれのみどりに期待される機能に応じた緑化を進めています。地域の歴史や風土にあった植栽への誘導にも努めていきます。	○
45	第3章 道路 河川 など	旭丘小中の建替えて、立派な樹木が伐採された。今後、他の学校でも建替を検討していると思うが、そこまで木を切らなくても、校舎は建つと思う。	小中学校の改築の際には、仮設校舎の設置スペース、作業を安全かつ円滑に進めるための工事エリア等を確保する必要があることから、多くの場合、既存樹木をそのままの位置で残すことは困難となっています。 樹種や樹木の状態を調べ、移植に耐えられる健全な樹木は可能な限り移植するなど、既存樹木を活かした取組を進めています。 今後も学校等の公共施設に関して、既存樹木の移植も含めた保全のあり方について検討を進めていきます。	△

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
46	第3章 樹林地	所有者の理解を得て、できる限り保護樹林に指定するなど保護の網をかけられないか。同時に、高木の剪定など、所有者の負担が大きいものについては、区で助成する予算を増額してほしい。	保護樹林等については、さらなる指定や、所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、剪定費の補助を拡充します。また、区民ボランティアによる落ち葉清掃を引き続き実施します。 みどり豊かな街並みの形成に向け、地域ぐるみで維持管理を支えあう取組や支援のあり方を検討します。	○
47	第3章 樹林地	保護樹木・樹林の費用助成などの制度があるが、不十分と考える。充実に向けて検討すべき。		○
48	第3章 樹林地	緑地の所有者、管理者のサポートサービスを充実させ、より具体的に示してほしい。		△
49	第3章 樹林地	植物以外の生き物に配慮した樹林地の管理を推進すべき施策とすることには大いに賛同する。 樹林地に加え、主要河川、水辺と源流を含む流域の生き物についても、併せて十分な配慮をしつつ、それらを取り巻く樹林・草地・水辺・河川の環境保全に関する取組みを、本施策に加えてほしい。	河川沿いの重要な樹林地の保全を引き続き推進していきます。 河川の環境保全に関しては、東京都が河川整備計画において、治水上の安全を確保した上で、自然環境の保全・再生を目指すこと等を進めることとしています。	□
50	第3章 樹林地	通常、樹木を伐採した後は植林が必要である。かつて、里山では薪炭用の樹木を伐採した後は、萌芽更新を行っていた。区内の樹林でも、コナラやクヌギは樹齢30年程度になったら萌芽更新を行ってはどうか。	樹林地を区立緑地として整備する際には、健全育成のための間引きや剪定などを行っています。樹木更新の手法の検討を進め、樹林地の健全育成に努めます。	△

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
51	第3章 樹林地	屋敷森や寺社林では、今後の保全に生かすためにも、生き物の調査を行うとよい。区民の専門家による調査を開始するのはどうか。	区民管理を行っている憩いの森では、専門的知識を持つ区民等による生き物調査や植生調査を実施しています。調査結果は区民管理団体と共有し、日常の管理に活かしています。	○
52	第3章 樹林地	憩いの森は自然度の劣化が進んでおり、豊かな生態系を育む森にするため、みどりの質の向上を図る必要がある。憩いの森などのみどりの施策においては、生物多様性の保全を踏まえて、生態系の基盤である植物の選定、植生の配置、植生の遷移、生物・生態系の形成、管理方法等を十分に検討したうえで計画していただきたい。また、そのための調査・計画を区民と共に話し合いながら実施するよう、計画の中で制度化を図ってほしい。	引き続き、区民管理団体との協働により、森の特性に応じた管理を進めていきます。	○
53	第3章 樹林地	樹林地の落ち葉は、農地に漉き込む堆肥としての利用を拡大してほしい。堆肥中の炭素は長く農地に留まるので、カーボンネガティブである。落ち葉を焼却するよりも温暖化対策として好ましい。	保護樹林周辺での区民ボランティアによる落ち葉清掃では、農業者等の協力により、落ち葉の腐葉土化を行っています。憩いの森の区民管理活動においても、落ち葉溜めの設置などによる落ち葉の腐葉土化が行われています。こうした取組の拡大を図ることについて、計画に追記します。	◎
54	第3章 樹林地	落ち葉清掃はみんなで行っているのだが、落ち葉の利用はしないのか。		◎
55	第3章 樹林地	田中山憩いの森で活動をしているが、以前あった腐葉土箱をまた利用できるようにしてほしい。		△
56	第3章 樹林地	憩いの森で野草を育てているが、腐葉土を頂戴できたらありがたい。		△
57	第3章 農地	畑がどんどん住宅地になる速度が加速している。農家の相続問題もあるが、農地が減り続ける傾向は良くない。市民農業や公園、グラウンド、ドッグランなど、土地を区が間に入って対策が出来たら良い。	農業者が生産緑地を手放さずに済むよう、生産緑地の貸借制度の活用を働きかけています。また、農業が継続できなくなった生産緑地のうち、公園や区民農園等として必要な用地については、引き続き公有地化を進めていきます。	○

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
58	第3章 農地	農家の高齢化に伴い、農地転用が進んでいる。農の風景を未来に繋げていくために、ぜひ農の担い手を育成してほしい。	東京都と連携したセミナーの実施や各種補助事業など様々な取組を通じて、区外の住民も含め担い手確保に努めています。	○
59	第3章 農地	使いやすい区民農園が増えるとうれしい(トイレがあるといい)。体験農園が増えるといい。	生産緑地の貸借制度等を活用し、区民農園を整備しています。農園のトイレの設置については、土地所有者の意向や設置経費などを総合的に勘案し個別に判断しています。 農業体験農園の開設を希望する農業者に対し、東京都事業を活用した施設整備に要する経費の支援を行っています。また、農業体験農園運営の一助として園主への補助を継続していきます。	△
60	第3章 農地	農地所有者の実態に即した営農支援の強化として、特に青年層の農業従事者育成のため、経営的に自立できるよう経済的支援策を求める。	持続可能な都市農業の実現には、効率的かつ安定的な農業経営が必要です。そのため、JA東京あおぼと連携しながら、個々の営農状況にあわせた支援メニューを提案し、農業者の生産性向上につなげていきます。 新規参入を希望する個人・法人等向けに、東京都事業を活用した農業機械・農地整備に要する経費の支援などを開始します。	○
61	第3章 農地	区民農園・農地全般について、先進の試みのエリアと従来のエリアを明確にして、不耕起、有機、無農薬などのエリアを設け、先進の方法のメリットを観察し、続けられるようにしてほしい。その知見が生物多様性の知見につながり、みどりの教育にもなる。	有機農業は、環境と共存した持続的な農業経営につながる取組として有益なものと考えています。しかしながら、住宅地に隣接する区内農地では、堆肥の臭気の問題や、農薬の使用が認められないことなどから、農作業の全ての工程を有機農業とすることは困難です。 国は有機農業の推進に向けて技術開発を進めるとしており、今後の国の動向や農業者の意向を踏まえながら検討します。	△
62	第3章 農地	練馬区の農を無農薬、有機栽培の農への転換を推進してほしい。		△

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
63	第3章 宅地 事業所	戸建て住宅には緑被率は定められていないので、新築あるいは建て替え時には樹木を植えるという事を必須条件にし、区がサポートすることが必要と考える。練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例で開発事業における緑化のルールがあるが、不十分と考える。	事業区域が 300 m <sup>2</sup> 以上の開発事業に適用される緑化基準を、沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直します。見直しにあたっては、開発事業者等へのヒアリング調査を実施し、その結果を踏まえ検討を進めていきます。 統一性等のある沿道緑化を増やすため、開発事業者による緑地協定の活用に向けた誘導策を検討します。	△
64	第3章 宅地 事業所	沿道緑化は、面としてのみどりを維持する効果は少ない。面としての緑化基準も強化してほしい。	敷地の小規模化や管理に対する負担から、住宅地のみどりは年々減少しています。緑化から管理までをサポートする仕組みを検討します。特に地域ぐるみで維持管理を支えあう取組や支援のあり方を検討します。	△
65	第3章 宅地 事業所	開発事業者による緑地協定の活用に向けた誘導策を積極的に進めてほしい。		○
66	第3章 宅地 事業所	素案 P25 の写真にあるような、素晴らしい街並みを増やしてほしい。緑化計画の見直し、緑地協定の誘導を、一刻も早くやってほしい。		○
67	第3章 宅地 事業所	高齢の所有者に代わり、ボランティアでみどりの管理をしているが、技術的にも費用的にも限界がある。緑化から管理までアドバイスサポートする仕組みや支援を実現してほしい。		○
68	第3章 宅地 事業所	グリーンカーテンは、緑化、二酸化炭素の吸収、そして猛暑を軽減し、省エネにもつながるなど環境とも縁が深い。家でやってみたい人や屋上・壁面緑化へのサポートをしてほしい。		○

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
69	第3章 区民協働	<p>本当の意味での市民主体の環境活動をすべきである。</p> <p>現状の区の自然への取り組みは完全に上からの施策であり、市民の考えや現地状況、など前提を全て無視したものに見える。</p> <p>練馬の自然によく触れ、関わってきたのは市民であり、その市民の活動をマクロな点から支援するのが行政というものの本来の役割だと思う。</p>	<p>計画の検討にあたっては、区民意識意向調査やみどりの活動団体等との意見交換など、幅広くご意見をお聞きしています。素案の作成にあたっては、練馬区緑化委員会に諮問し、答申で示された施策の見直しの方向性を踏まえています。</p> <p>その上で、区民意見反映制度で寄せられたご意見を一つ一つ検討し、計画案を取りまとめています。</p> <p>計画では、区民とともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げることを基本方針の一つとし、みどりの活動をしている区民を増やす取組を進めています。</p> <p>引き続き、区民の主体的な取組への支援や団体の交流を推進するとともに、団体の活動等の情報を広く区民に発信する取組を強化していきます。</p>	○
70	第3章 区民協働	<p>落ち葉ボランティアはいい施策だ。もう少し回数や場所などを増やしてほしい。</p> <p>現在秋に宅地を中心に活動しているが、春には常緑樹が落葉する。例えば、春は公園や学校などの公共施設で行うといった、違う視点で活動を行う考えはないのか。みどりを造るばかりでなく、保つことにも区民の力を含めて考えると、もっと良いみどりの環境が広がると思う。</p>	<p>区民が気軽に参加できる活動として、ボランティアによる落ち葉清掃を令和3年度に開始しました。回数や対象施設を増やし、より多くの区民の参加につなげていくため、活動を支えるサポーターの育成などに取り組みます。</p> <p>また、みどり豊かな街並みの形成に向け、地域ぐるみで維持管理を支えあう取組や支援のあり方を検討します。</p>	○
71	第3章 区民協働	<p>自然の魅力を体験して、自然の大切さを実感してもらおうという内容が欠けている。子供たちにもその親の世代、高齢者にも自然に触れられる機会を積極的に提供してはどうか。</p> <p>その一つが自然観察会で、自分で散策するだけでは得られないより深い自然への理解が得られる。そのためには、ある程度スキルを持ったリーダーが必要となることから、職員や活動にかかわっている区民などを対象に、計画的に自然観察会のリーダーを養成することを提案する。</p>	<p>より多くの区民に森と親しむ機会を提供するため、区民管理を行っている憩いの森での親子向けのイベントや（仮称）憩いの森こどもフェスタを開催し、機会の充実を図ります。</p> <p>自然観察会に必要な知識等も含め、団体の知識や技術の向上を図ることは重要であることから、計画に追記します。</p>	◎



番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
72	第3章 区民協働	人材育成のスクールなど実施しているが、活動に参加する方がどれくらいいるのか。我々の活動に参加してくれる方を人選してほしい。	つながるカレッジねりまの修了生の約9割が、区民協働花壇や区民管理の憩いの森で活動しています。 修了生と活動団体とのマッチングに加え、練馬みどりの人材バンクへの登録者を増やす取組を進めていきます。また、新たに活動の体験会などを開催し、意欲ある区民と活動団体とのマッチングを推進していきます。	○
73	第3章 区民協働	つながるカレッジねりまについては、もっと拡大発展を。	つながるカレッジねりまのみどり分野の講座は、受講者等のご意見を参考にしながら、受講修了後、円滑にみどりの活動に参加できるよう、充実させていきます。	○
74	第3章 区民協働	花壇の管理をしている。植え替え時に植物を持ち帰って処分することが重く、何回にも分けて持っていくかなくてはならない。高齢になると大変なので、ぜひ区で引き取るなど検討してほしい。	現在、区による引取りは実施しておりませんが、植替え時の負担が小さい花壇づくりなど、活動に関する相談を受け付けています。	□
75	第3章 区民協働	公園の水飲み場は、区民協働花壇から遠く離れているところが多く、押し式蛇口のため、猛暑の時期は水やりがたいへん。花壇が設置されている近くに、水やり専用の「鍵式水栓」を設置してほしい。	区民協働花壇の設置場所は、活動団体の要望をもとに、活動時の安全や日当たりなどを考慮し決定しています。水栓等の設備の改善は、公園改修時などに検討します。今後も、より活動しやすい環境づくりに努めます。	△
76	第3章 区民協働	歩道にある花壇を区民管理にできないのか。費用が安くなると思うし、地域住民の交流の機会ができる。地域の方と顔見知りが増えると災害時等も助け合いがしやすいとなる。	区民協働花壇の設置場所は、活動団体からの要望をもとに、活動時の安全や日当たりなどを考慮し、当該地の管理者と協議の上決定しています。歩道上の花壇については、道路管理者の許可等が必要となるため、個々の状況を確認しながら検討します。	△
77	第3章 区民協働	練馬みどりの葉っぱい基金は「返礼品なし」のようだが、農地を残す対策にもなるので、練馬産の農産物などを返礼品にすると、さらに興味を持ってもらえるのではないかと。	練馬みどりの葉っぱい基金では、令和4年度に「(仮称) 農の風景公園プロジェクト」の寄付を募集し、特典として、寄付された方を高松みらいのはたけの野菜収穫体験にご招待しました。 引き続き、プロジェクトの内容と関連したより魅力的な特典を検討していきます。	△

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
78	第3章 区民協働	個人が何をしたいのか意識レベルを刺激し、意識アップを図っていくような施策をしてほしい。	みどりへの関心を高めるために、引き続き区民が気軽に参加でき、多様な関心に応える講座等を開催していきます。また、区民活動やみどりの魅力を総合的に伝える「(仮称)ねりまみどりフェスタ」を開催します。	○
79	第3章 区民協働	こどもの森に、ツリーハウスや休憩所を作る予定になっているが、あの場所は子ども(付き添いの大人)の発想を生み出す大切な場所である。ツリーハウスや休憩所は大人の勝手なイメージであり、不必要と考える。	こどもの森の拡張にあたっては、(仮称)こどもの森整備基本計画(平成25年6月)に定める整備コンセプト「子どもたちがみどりの中で自然体験や遊びを通してみどりの豊かさを実感する場」に基づき機能拡充を目指します。 ツリーハウスや休憩所の形態等の検討にあたっては、体験会などを開催し、子どもをはじめ区民の皆様のご意見を伺いながら、こどもの森にふさわしいものを整備していきます。	△
80	第3章 区民協働	みどりに関する活動は地味で、知らない人が多すぎる。ぜひねりまみどりフェスタをやしてほしい。毎年続けていくことによって、区民の皆さんも振り向いてくれる可能性があるかもしれない。 また実施する際には、夏休みに子ども向けに、自由研究になるような内容がいいと思う。	「(仮称)ねりまみどりフェスタ」の開催に向け、みどりの活動団体等のご意見も伺いながら検討を進めていきます。 また、夏休み期間を中心に、「(仮称)憩いの森子どもフェスタ」として子ども向けの自然観察会などを開催します。	○
81	第3章 区民協働	区内における緑に関する様々な活動を情報発信できる、プラットフォームを構築してほしい。ここでは、各主体の活動の案内もできるほか、生物調査結果のデータベース公開、カタクリなどの開花状況など、多様な情報を発信できる。構築の主体を、みどりのまちづくりセンターにお願いできないか。	区のみどり施策や開花情報、各種調査結果などについては、区ホームページで発信しています。引き続き、見やすくわかりやすい情報発信に努めます。 また、みどりのまちづくりセンターでは、みどりに関する情報のプラットフォームとして、「練馬みどりの人材バンク」のホームページを開設し、活動の紹介や会員の募集情報等を発信するとともに、登録者にはメールマガジンによる情報提供を行っています。 引き続き、みどりのまちづくりセンターと連携しながら、情報発信を強化していきます。	○

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
82	第3章 区民協働	公園などの公共エリアについて、比較的簡易な清掃などの作業は福祉作業所などの仕事とし、より高度な作業（剪定や施設メンテナンスなど）は専門業者の仕事として、役割分担と効率化を図ってほしい。	公園等の清掃の一部は、特定非営利活動法人 練馬区障害者事業所へ委託しています。樹木のせん定や施設維持補修などは、別途専門の業者へ委託し、役割分担と効率化を図っています。	□
83	第3章 区民協働	公園のみどりを増やす施策で、中低木育成管理を地域活動団体との協働事業として推進してほしい。	区民管理を行っている公園等の一部では、管理作業の一環として、高さ2m以下の中低木のせん定、刈込を行っています。引き続き公園の区民管理の拡充をしていきます。	□
84	第3章 区民協働	団体が行っている低木枯れ木の補植などの活動を、将来は有償化してほしい。	みどりの活動団体に対しては、物品の貸与等の支援を行っています。さらなる支援のあり方については、今後検討していきます。	△
85	第3章 区民協働	多くの区民は何らかの緑化推進の意思を持っている。区内各地で苗木の無料配布会を積極的に行うことで、全区的に緑化の推進が図られるはずである。頻回の開催を求める。	区では、出生記念の苗木配布の他に、緑化に取り組む地区に対して苗木を配布する事業を行っています。引き続き、効果的な苗木の配布について検討していきます。	□
86	第4章	第4章では見やすいイラストを大胆に用い、「読みたい」「見たい」冊子になっている印象だ。	中間見直しにあたっては、わかりやすい表現への変更を行いました。引き続き、区民にわかりやすく伝わるよう努めます。	○
87	第5章	次期計画の策定へ向けた「練馬区みどりの区民会議」の開催時期ないしは開催スケジュールを早急に開示していただきたい。開催時期等はいつ開示されるのか。	本計画を着実に実行しながら、次期計画の策定に向け、進め方等について検討していきます。	△
88	第5章	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の「みどり」の定義を「環境」を包摂する定義として改正したうえで、みどりの実態調査の調査項目は見直しが必要だ。現在の調査項目は限定的であり、練馬区の「みどりの実態」を把握するために十分とは認めにくい。	条例では、みどりについて、樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となっている環境と定義しています。 みどりの実態調査は、みどりの現状把握と施策を検討するために必要な項目について、調査するものです。次回の調査項目については、今後、検討します。	△

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
89	第5章	平成24年の練馬区自然環境調査では、調査目的として、「時代の経過とともに区内に生育・生息する動植物や、それらがつながりあう生態系全体も刻々と変化していると予想され、現状を把握する必要がある」「練馬区の財産である動植物の存在を、区民の方に伝えるきっかけとなり、今後の豊かな区政や区民生活に活かされることを願っています。」と記載されている。この理念を継承するためにも、また、練馬区内の生物多様性を定量的に把握するためにも、今後も、定期的に練馬区内の自然環境調査を実施してほしい。	中里郷土の森において、毎年、中里郷土の森および周辺の緑地の生物調査を行い、自然体験プログラム等に活用しています。 現在、全区的な自然環境調査の予定はありませんが、国や東京都、他自治体の動向を注視していきます。	△
90	その他	国都の政策との連携がよくわかるようにしてほしい。それによって、練馬の特徴もよりよくわかるようになると思う。	本計画は、国・東京都の施策等を踏まえて作成しています。参考資料に、国や東京都の動向として、関連する法改正や計画について記載しています。	○
91	その他	みどりの総合計画の事業にいくらかける予定なのか、費用が掲載されていない。区民税を支払っている区民の為にも、何にどのくらい費用をかけるのか、公開していただきたい。	各事業の予算は、毎年度予算案を区議会にお示しし、議決を経て執行しています。重点施策については、第3次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン（年度別計画）において事業費を明らかにします。 令和4年度の決算額では、公園やみどり施策に関する経費は約60億円であり、区一般会計歳出決算額の約2%となっています。	—
92	その他	計画の予算の規模について知りたい。現在の区の予算に占める割合やこれまでの予算や今後についてはどうなっているのか。		—
93	その他	民間に公園管理を委託する場合でも、区の担当者が十分な知識と意識を持って対応してほしい。例えば、樹木の剪定の際、花芽に配慮するなど。また、公園整備の際には生物多様性を意識した、多様な植栽をすることが必要である。住民が見て美しいという「物差し」だけでは不十分である。	公園等の樹木は、立地状況、樹種特性、周辺の皆様のご意見を踏まえて剪定しています。公園等の整備においては、地域の皆様のご意見を伺いながら、多様な視点を持って取り組むように努めています。 職員の技術力や専門知識の向上に向け、今後も各種研修への参加等を進めていきます。	□

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
94	その他	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例で、「みどり」を「樹木、草花その他植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となった環境」と定義しているが、「樹木、草花その他植物」に偏重して限定したものとなっている。「みどり」の定義を「環境」を包摂する定義へ修正すべきだ。	条例は、みどりの保全および創出を目的としています。対象となるみどりは、植物単体ではなく、植物が生きていくために必要な一体的な環境と定義していることから、生物の生息環境の基盤としてのみどりを包括していると考えます。	—
95	その他	「練馬区緑化委員会」の委員に、区内の活動団体等の関係者も加えてほしい。 あるいは、今後の基本計画策定に向けた検討に関して、区内の活動団体等が区長に対して提案・建議を行ったときは、区長は当該関係団体を緑化委員会の委員のひとりとして委嘱し、提案・建議についても計画への反映の可否を含む審議を行ったうえで、区長に答申をする旨、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に明記してほしい。	緑化委員会の委員には、区民等を含めることが練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に定められており、みどりに関わる団体に所属する方が委員となっています。また、専門的な事項を調査審議するため、特に必要があるときは、別に委員を若干名委嘱できる規定となっています。	□
96	その他	大泉第二中学校、大泉南小学校の敷地を跨いだり削ったりする道路計画が策定されて数十年経過し、道路事情も変化しているのに、いまだ見直されずにいるのは不合理である。 学芸大学前の道路を拡幅し、教育環境を守っていくことが必要。	大泉学園駅南側地区における補助 135 号線、補助 232 号線はそれぞれ主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に位置付けられているなど、防災面や交通安全対策などの地域の課題を抜本的に解決するためには、両路線の整備が必要です。 引き続き、地域の皆様からご意見を伺いながら、取組方針を定め、大泉第二中学校、大泉南小学校の教育環境の保全と都市計画道路の整備を進めていきます。	—
97	その他	区長や役所職員の利権のため区民の税金を使うな。区民が納得できないことを強引に進めるな。	計画の検討にあたっては、区民意識意向調査やみどりの活動団体等との意見交換など、幅広くご意見をお聞きしています。素案の作成にあたっては、練馬区緑化委員会に諮問し、答申で示された施策の見直しの方向性を踏まえています。 その上で、区民意見反映制度で寄せられたご意見を一つ一つ検討し、計画案を取りまとめています。 引き続き、区民の皆様とともに、練馬のみどりを未来につないでいきます。	—

## 5 子どもからの意見（要旨）と区の考え方

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
1	第1章	植物はいつも私達や、地球を 守ってくれているから今度は守りたい。	みどりの総合計画は、みどりを増やし守り、みどりを守り育てる活動をしている人を増やすための計画です。これからも、区民のみなさまと力をあわせて、みどり豊かな環境を未来へつなぐ取組を進めていきます。	○
2	第3章	桃井原っぱ公園のような公園をもっと作って欲しいです。	公園をつくる時には、誰もが安全に楽しめる公園となるよう、地域のみなさまのご意見をききながら計画を考えていきます。公園についてのアンケートや説明会のお知らせが届いた時には、ぜひご意見をきかせてください。 区内にも、中村かしわ公園や立野公園、夏の雲公園など原っぱで遊べる公園がありますので、遊びに来てください。	△
3	第3章	学校に桜を植えたり、池をつくって欲しいです。	四季の変化に気付いて自然の不思議さやすばらしさを身近に感じ取れることは非常に大切です。学校の先生からも意見をききながら進めていきます。	○

番号	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
4	第3章	<p>こうきょう たてももの みんか 公共の建物や民家にもみどりを増やす ために、住民に緑の大切さをアピール していくポスターやCMなどを作っ<span>つく</span>たら い<span>おも</span>いと思います。</p>	<p>みどりを増やすために、みどりの やくわり ひろし の役割を広く知ってもら うことは たいせつ 大切です。イベントや動画などで くふう くみん 工夫しながら区民のみなさまにお し 知らせしていきます。</p>	○
5	その他	<p>す ポイ捨てゴミをなくしたら緑がきれい み に見える<span>おも</span>いと思います。</p>	<p>す ポイ捨てをなくすことは、みど りがきれいにみえるだけでなく、 まちぜんたい 全体をきれいにするために たいせつ 大切なことです。区は、ポイ捨て らくが や落書きをなくすためのルールを つく くみん 作り、区民のみなさまなどと協 きょうりやく 力 して、きれいなまちづくりに取り く 組んでいます。</p>	□